平成２９年（フ）第９２号
東京都世田谷区赤堤４丁目37―９　ドムール５　401
債務者　田中　辰哉
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７２５号
静岡市駿河区丸子6275番地の１　福祉村丸子、旧住所静岡市葵区安倍口団地５番31―４号
債務者　梅原澄子こと　陳　スミ子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７３２号
静岡市駿河区高松2128番地の６
債務者　今西　祐治
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７４号
北海道旭川市旭町１条17丁目2985番地の166　ノースシティー202号室
債務者　木村　斗和
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７５号
北海道旭川市旭町１条17丁目2985番地の166　ノースシティー202号室
債務者　木村まどか
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月22日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９８６号
東京都小平市上水南町１丁目11番３―303号
債務者　渡邊　　亮
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２５３号
東京都国立市東４丁目22番地の８シャルム国立102
債務者　阿久津京子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３１６号
東京都国分寺市日吉町２丁目28番地34福士アパート103
債務者　二葉ふみよ
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９１号
栃木県足利市中川町3644番地６
債務者　岩﨑喜美江
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月10日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第５５号
新潟県三条市北新保２丁目４番22号
破産者　袖山商事株式会社
1　決定年月日　平成29年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第５５１号
広島県安芸郡府中町千代５番５号
破産者　株式会社エムアンドティ
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４１号
福島市森合字山の下18番地
破産者　株式会社ビッグワン
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第７７号
愛知県豊橋市明海町33番地５
破産者　有限会社森田運輸
1　破産債権の届出期間　平成29年２月13日まで
2　一般調査期日　平成29年４月21日午前10時20分
平成29年１月13日
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第３６９４号
大阪市東成区東今里２丁目14番22号、住民票上の住所大阪市浪速区稲荷１丁目５番39号　ターミナルサイド太田602号
破産者　工藤　叡男
1　破産債権の届出期間　平成29年２月17日まで
2　一般調査期日　平成29年３月27日午後２時30分
平成29年１月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１７号
和歌山県有田郡有田川町大字水尻262番地
破産者　Ｗ．Ｊ．Ｆ磯田商事こと　磯田　　稔
1　破産債権の届出期間　平成29年２月17日まで
2　一般調査期日　平成29年４月13日午前10時20分
平成29年１月13日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１９８号
大分市高城新町４番24―805号（グランドパレス高城新町）
破産者　米田　広文
1　破産債権の届出期間　平成29年２月17日まで
2　一般調査期日　平成29年３月13日午後３時30分
平成29年１月13日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２５２５号
大阪市平野区加美東３丁目14番５―1106号
破産者　サン精密加工こと　森井　益夫
1　破産債権の届出期間　平成29年３月13日まで
2　一般調査期日　平成29年４月13日午後２時
平成29年１月13日
大阪地方裁判所第６民事部